

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年8月7日

名古屋税関長 杉山 真

記

1 被許可者の住所及び名称

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号
セントラル・タンクターミナル株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

セントラル・タンクターミナル株式会社名古屋事業所南ターミナル 保税蔵置場
愛知県名古屋市港区潮見町37番7
愛知県名古屋市港区潮見町37番地7

3 更新した期間

自 令和8年9月1日
至 令和14年8月31日